

一部店舗における窓口営業時間の変更について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷明弘）は、2019年7月8日（月）より一部店舗の窓口営業時間を下記のとおり変更することとなりましたのでお知らせいたします。

2016年9月の銀行法施行規則改正により、銀行店舗の営業時間の弾力化が認められたことを受け、当行ではお客さまの来店状況を考慮し、一部店舗において11:30～12:30の時間帯で窓口を休業させていただくことといたしました。

昼の窓口休業を導入し行員が手薄となる時間帯をなくすことで、営業時間中は万全の体制でお客さまをお迎えし、サービスの質の向上に努めてまいります。

ご利用いただいておりますお客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 実施店舗

榎山支店、北浦出張所、田代支店、小坂支店、大湯支店、協和支店、稲川支店

2 実施日

2019年7月8日（月）

3 変更内容

| | 現 行 | 変更後 |
|--------|------------|---------------------------|
| 窓口営業時間 | 9:00～15:00 | 9:00～11:30 12:30～15:00 |
| 休業時間 | — | 11:30～12:30 |

4 その他

店内に設置しておりますATMにつきましては営業時間の変更はございませんので、休業となる昼の時間帯もご利用いただけます。

（以 上）